

## 破産倒産法：2022 年の重要判例に関するアップデート



Insolvency and Bankruptcy Code, 2016 (**2016 年破産倒産法**) は、利害関係者間の利益バランスを取りつつ、企業債務者の資産価値最大化を可能にするためのタイムリーな問題解決のメカニズムを提供するものです。2021 年、破産倒産法における 25 の重要なアップデートについてのスナップショット ([2021 snapshot](#)) を掲載して以降も法はさらなる発展を遂げており、債権の回収よりも企業債務者の破産処理が優先されるようになっていきます。また、破産法廷も、同法に基づく個人保証人の倒産に関する曖昧さの解消に貢献してきました。

2022 年のインド破産倒産法における重要なアップデートを以下に記載します。全国会社法審判所 (**NCLT**)、全国会社法上訴審判所 (**NCLAT**)、最高裁判所 (**SC**) において下された裁定や、法改正等が主な内容です。

1. **'Going concern sale' includes sale of liabilities (January)** (*read our thoughts on the judgement [here](#)*)

Visisth Services Ltd v. S.V. Ramani, The Liquidator of United Chloro-Paraffins Pvt. Ltd. において、NCLAT は、「Going concern Sale」とは、「as is where is basis (現状有姿)」であることが明記されていれば、資産および負債の売却を意味する、としました。また、落札者は契約上の義務から逃れることはできず、手付金を支払った後に、落札者の申し出が条件付きであることを理由にに取り下げを行うことはできない、としています。

**2. Guarantor barred from being a resolution applicant if guarantee is invoked and insolvency proceedings are initiated by creditors** (*January* ([read our thoughts on the judgement here](#)))

Bank of Baroda and Anr v. MBL Infrastructures Ltd. and Ors において、SC は、法の究極の目的は企業債務者の再建である、としました。また、一旦保証が発動され、倒産処理手続が開始された場合、保証人は申請者となることを禁じられる、としています。

**3. Even when the resolution plan of the corporate debtor is approved, NCLT can entertain petition related to personal guarantees of the corporate debtor** (*January*)

State Bank of India v. Savita Gowda において、NCLT は、企業債務者が倒産処理手続に参加し、再建計画が承認された場合でも、企業債務者の個人保証に関連する申立てを受理する管轄権を有する、としました。

**4. Operational creditor under the code includes purchaser of goods and services** (*February*) ([read our thoughts on the judgement here](#))

Consolidated Construction Consortium Limited v. Hitro Energy Solutions Private Limited において、SC は、商品またはサービスの提供のために企業債務者に支払われた前払いから生じる債務は、営業債務とみなす、としました。

**5. Withdrawal of CIRP against the principal borrower not a bar for the lender in initiating fresh CIRP of the guarantor** (*February*) ([read our thoughts on the judgement here](#))

Rajnish Gupta v. Union Bank of India and Anr. において、NCLAT は、保証証書での別段の合意がない限り、貸し手は未払金の支払いを保証人に求める前に、主たる借り手に対して救済を尽くす義務はない、としました。主たる借り手に対する破産処理手続の取り下げは、保証人に対する破産手続開始時における障害とはならないことになります。





6. **NCLT can issue a non-bailable warrant for enforcing attendance of a person (February)** *(read our thoughts on the judgement [here](#))*

Vikram Puri and Anr. v. Universal Buildwell Pvt. Ltd. and Anr. において、NCLAT は、召喚状に従って出席しなかったり書類を提出しなかった者に対して、その裁量の下、保釈付きまたは保釈なしの令状をいつでも発行できる、としています。

7. **Decree holder is not a financial creditor under the Code (April)** *(read our thoughts on the judgement [here](#))*

Sri Subhankar Bhowmik v. Union of India において、SC は、法の下開始された倒産処理手続きにおいて、譲受人は金融債権者と同等に扱われないという Tripura 高等裁判所の判断を支持しました。

8. **Initiation of insolvency proceedings against the corporate debtor is not a pre-requisite to initiate insolvency proceedings against the personal guarantor too (May)** *(read our thoughts on the NCLAT's judgement [here](#))*

State Bank of India v. Mahendra Kumar Jajodia において、SC は、企業債務者に対する破産処理手続きの開始は、個人保証人に対する破産手続きの開始の前提条件ではないとする NCLAT の判断を支持しました。

9. **Holder of a recovery certificate issued under the Recovery of Debts and Bankruptcy Act, 1993 is a financial creditor under the Code (May)** (read our thoughts on the judgement [here](#))

Kotak Mahindra Bank Ltd. v. A. Balakrishnan and Anr.において、SCは、債権回収審判所（Debt Recovery Tribunals:DRT）が発行した回収証明書を保持する者は、法の下での金融債権者の範囲に含まれ、企業債務者の倒産処理手続きの開始を申請することができる、としました。

10. **Lease of land by developing authority to the builders is an operational debt (May)**

New Okhla Industrial Development Authority v. Anand Sonbhadraにおいて、SCは、ファイナンスリースやキャピタルリースに該当しない土地のリースは、金融債務を生じさせない、としました。で開発局による建設業者への土地のリースは金融債務ではなく、法の下における事業債権者となります。

11. **A performance bank guarantee can be invoked or encashed even after moratorium has been imposed (May)** (read our thoughts on the judgement [here](#))

Engineering Projects (India) Ltd. v. Mr. Ram Ratan Kanoongo, Resolution Professional of D. Thakker Construction Pvt. Ltd.において、NCLATは、履行銀行保証の下銀行から付与された金額は、企業債務者に属するものではなく、また企業債務者の資産でもない、としました。





12. **Resolution professional should include claims of all homebuyers in the information memorandum, regardless of delay in filing claims (June)** (*read our thoughts on the judgement [here](#)*)

Puneet Kaur v. KV Developers Pvt. Ltd.において、NCLAT は、住宅購入者の詳細情報が企業債務者の記録に反映されている場合に、それら全てを情報公開資料に含めることは、管財人の義務である、としました。

13. **NCLT has discretion to not admit financial creditor's CIRP application even if corporate debtor is in default (July)** (*read our thoughts on the judgement [here](#)*)

Vidarbha Industries Power Ltd. v. Axis Bank Ltd.において、SCは、たとえ債務が存在し、企業債務者が債務不履行に陥った場合であっても、NCLT が倒産処理手続きを開始申請を認めることは義務ではない、としました。

14. **Non-payment of license fee is an operational debt (July)** (*read our thoughts on the judgement [here](#)*)

Jaipur Trade Expocentre Pvt. Ltd. v. Metro Jet Airways Training Pvt. Ltd.において、NCLATは、不動産のリースとライセンスに関する支払いは「事業債務」を構成する、としました。

15. **Interest component can be included with the principal debt to arrive at the minimum threshold of INR 10 million to invoke the provisions of the Code (July)**

Prashant Agarwal v. Vikash Parasrampuruaにおいて、NCLAT は、当事者間において、支払遅延に対する利息を請求する合意がある場合、累積利息額は事業債務を構成する、としました。法の下での最低基準である 1,000 万ルピーを満たすか否かは、元本負債と累積利息額を合わせて判断することができます。

**16. NCLAT cannot *suo moto* conduct judicial review of decision of NCLT and change mode of sale of assets (August) (read our thoughts on the judgement [here](#))**

R.K. Industries (Unit-II) LLP v. H.R. Commercials Pvt. Ltd. and Ors. において、SC は、清算人は、清算中の企業債務者の動産および不動産を特定の売却方法を採用して売却する決定を NCLT に申請し、承認が付与された場合に、当該決定に対する司法審査を NCLAT に自発的に行う権限を付与する規定は存在しない、としました。

**17. Resolution plan which ignores the debts which are payable to the Government is liable to be rejected (September) (read our thoughts on the judgement [here](#))**

State Tax Officer v. Rainbow Papers Ltd. において、SC は、2013 年 Gujarat Value Added Tax Act に基づく請求を行う州の税務部門は、法の下における被保全債権者となる、としました。

**18. Approval of a Resolution Plan in respect of one borrower cannot discharge a co-borrower (September)**

Maitreya Doshi v. Anand Rathi Global Finance Ltd. and Anr. において、SC は、一人の債務者に関する決議が承認されたとしても、共同債務者を免責することはできない、としました。共同債務者がいる場合、各企業債務者に対して破産手続を開始できない理由はありませんが、金融債権者の債権が一旦免責となった場合、その債権を二重に回収することはできません。

**19. Liquidation Regulations undergoes radical changes (September)**

政府は利害関係者協議委員会の構成変更、清算手続き中の利害関係者の参加促進措置、遅延防止等、清算プロセスの合理化について定めた IBBI (清算プロセス) (第 2 次修正) 規則を通過しています。



**20. Interim moratorium not applicable to future liabilities (November)** (*read our thoughts on the judgement [here](#)*)

Ashok Mahindru and Anr. v. Vivek Parti において、NCLAT は、個人保証人に対する暫定的モラトリアムは、破産申請日現在で期限の到来している債務に関する手続きのみを停止する、としました。将来の義務や負債を生じさせる可能性のある手続きを停止することはできません。

**21. No insolvency when arbitral award is in execution (November)** (*read our thoughts on the judgement [here](#)*)

Shaikh Mohammed Tariq v. Aegis Forging Ltd. において、NCLAT は、債権者が利息の支払いと共に仲裁判断を執行するために既に執行手続を開始していた企業債務者に対する破産手続の開始を拒否しました。

**Our thoughts -我々の見解-**

Lalit Kumar Jain v. Union of India and Ors において、SC は、銀行が会社に対する貸付金の回収を個人保証人に対して行うことを認める法令の規定を支持しました (*read our thoughts on the judgement [here](#)*)。当該判決は、債権者が個人保証人の資産に対して救済措置を講じることができるようになるといった点で祝福されました。しかしながら、当該判決と 2002 年金融資産の証券化および再建ならびに担保権の実行に関する法律との間で矛盾が生じているのではないかという混乱が生じました。個人保証人に対する訴訟の正しい場、債権者の請求が主たる債務者と保証人の間で二分されること、「暫定モラトリアム」の例外に関して、NCLT が取った一貫性のない見解は、一連の流れに一石を投じることになったのです。

2022 年、司法は、会社法における個人保証人の位置づけに関する法的問題を解決しました。裁判所は、企業債務者と個人保証人に対するそれぞれの手続きを、同じ法廷、すなわち NCLT で行うことを可能にするため、法規定を意図的に構築してきました。また、債権者は、主たる債務者と保証人に対して同時に破産手続を開始することを認め、一方で、「暫定モラトリアム」の範囲については、暫定モラトリアムが開始される日に支払期日が到来する債務に関する手続のみに限定しています。保証法が倒産処理の枠組みの中に正しく読み込まれた形となります。2022 年に下された様々な判決は、企業債務者と（それが企業保証人であれ個人保証人であれ）その保証人の破産手続きを統一し、債権者委員会と NCLT が破産手続きを適切に裁定できるようにするための歓迎すべき一歩となったといえます。

また、2022 年は、Vidarbha Industries Power Ltd. v. Axis Bank Ltd. の判例を筆頭に、裁判所が金銭回収を目的とした破産申請を拒否するスタンスを取ったことが特徴的でした。破産法の規定は本来、企業債務者の再建・自立を支援するためのものであり、金銭回収を目的としたものではないことを改めて強調したのです。

その中で、重要な課題として、破産法廷が破産問題を処理するスケジュールが挙げられます。2023 年は、破産法が時間的制約のある「事業再生プロセス」としての関連性を獲得するか、あるいは破産法が時間のかかる「債権回収メカニズム」へと縮小されるかにおいて、重要な意味を持つ年になるでしょう。今後の動向に注目が集まります。

\*\*\*\*\*

**The information contained in this document is not legal advice or legal opinion. The contents recorded in the said document are for informational purposes only and should not be used for commercial purposes. Acuity Law LLP disclaims all liability to any person for any loss or damage caused by errors or omissions, whether arising from negligence, accident, or any other cause.**